

堀田デイサービスセンター
指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人野並福祉会が運営する堀田デイサービスセンターが行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、堀田デイサービスセンターの介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 堀田デイサービスセンターの介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 堀田デイサービスセンター
- (2) 所在地 名古屋市瑞穂区堀田通5丁目6番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：介護支援専門員の資格を有する者1名（常勤兼務）
管理者は、堀田デイサービスセンターの居宅介護支援事業従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員：2名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：堀田デイサービスセンター内
- (2) 使用する課題分析票の種類：日本社会福祉会方式、
居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所：堀田デイサービスセンター内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録：1ヶ月に1回

2 第7条に規定する通常の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の実施地域を越えた地点から、片道5km未満
500円
- (2) 通常の実施地域を越えた地点から、片道5km以上
900円

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施範囲)

第7条 通常の実施地域は、名古屋市瑞穂区、同市南区、同市熱田区、同市昭和区とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 指定居宅介護支援事業は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人野並福祉会と堀田デイサービスセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 居宅介護支援専門員1人あたりの担当者数は35名とする。

(付則)

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成15年11月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成19年7月1日から施行する。

この規程は平成25年7月1日から施行する。

この規則は平成29年4月1日から施行する。

この規則は平成30年4月1日から施行する。

この規則は令和1年8月1日から施行する。

この規則は令和5年4月1日から施行する。

この規則は令和6年4月1日から施行する。

この規則は令和7年9月1日から施行する。